

広報しんとう広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広報しんとう広告掲載要綱（平成23年4月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項を定める。

(広告掲載者)

第2条 要綱第3条第9号に定める村長が適当でないと認めるものとは、次の各号のとおりとする。

- (1) 風俗営業及びこれに類似する業種の広告
- (2) 消費者金融の広告
- (3) ギャンブルに関する広告
- (4) たばこの広告
- (5) 興信所、探偵事務所等の広告
- (6) 占い、運勢判断等に関する広告
- (7) 暴力団その他反社会的団体に関する広告
- (8) 法律に定めのない医療類似行為に関する広告
- (9) 債権取り立てなどの広告
- (10) 誇大、不当な表現の広告
- (11) 人権を侵害するおそれのある広告
- (12) 前各号に掲げるもののほか村長が適当でないと認める広告

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。